

○児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			地方公共団体が設置する場合	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 指導員又は保育士の員数が基準を満たさない場合 (1日につき)	指導員又は保育士の員数が基準を満たさない場合 (1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者専任加算 (1日につき)	人工内耳装用児支援加算 (1日あたり)	指導員加配加算		
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下 (976単位)	× 965/1000						-277単位					
		(2) 定員31人以上40人以下 (917単位)											+68単位	
		(3) 定員41人以上50人以下 (858単位)											+51単位	
		(4) 定員51人以上60人以下 (800単位)											+41単位	
		(5) 定員61人以上70人以下 (779単位)											+34単位	
		(6) 定員71人以上80人以下 (759単位)											+29単位	
		(7) 定員81人以上 (737単位)											+25単位	
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下 (1220単位)											+22単位	+603単位
		(2) 定員21人以上30人以下 (1073単位)											+102単位	+531単位
		(3) 定員31人以上40人以下 (987単位)											+68単位	+488単位
ハ 重症心身障害児の場合	(4) 定員41人以上 (900単位)	+51単位	+445単位											
	(1) 定員15人以下 (1152単位)	+41単位												
	(2) 定員16人以上20人以下 (874単位)	+102単位												
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(3) 定員21人以上 (798単位)	+68単位											
		(1) 定員10人以下 (620単位)	+12単位										イ 児童指導員等の場合 +195単位	
		(2) 定員11人以上20人以下 (453単位)	+8単位										ロ 指導員の場合 +183単位	
	ホ 重症心身障害児の場合	(3) 定員21人以上 (364単位)	+6単位										イ 児童指導員等の場合 +130単位	
		(1) 定員5人 (1608単位)											ロ 指導員の場合 +122単位	
		(2) 定員6人 (1347単位)											イ 児童指導員等の場合 +78単位	
		(3) 定員7人 (1160単位)											ロ 指導員の場合 +73単位	
		(4) 定員8人 (1020単位)												
		(5) 定員9人 (911単位)												
		(6) 定員10人 (824単位)												
(7) 定員11人以上 (699単位)														
児童発達支援(月2回を限度)			イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)											
			ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)											
事業所内相談支援加算(月1回を限度)			(1回につき 35単位を加算)											
訪問支援特別加算(月2回を限度)			イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)											
			ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)											
食事提供加算			イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算)											
			ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 40単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 150単位を加算)											
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)											
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)											
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)											
栄養士配置加算			イ 栄養士配置加算(Ⅰ)			(1)定員40人以下 (1日につき 37単位を加算)								
						(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)								
						(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)								
						(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)								
						(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)								
						(6)定員81人以上 (1日につき 16単位を加算)								
			ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)			(1)定員40人以下 (1日につき 20単位を加算)								
						(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)								
						(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)								
						(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)								
						(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)								
						(6)定員81人以上 (1日につき 9単位を加算)								
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき 94単位を加算)											
特別支援加算			(1日につき 25単位を加算)											
医療連携体制加算			イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)											
			ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)											
			ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算)											
			ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)											
送迎加算			イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき 54単位を加算)											
			ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき 37単位を加算)											

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身障害児を除く) の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×76/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×56/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×31/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×10/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可